

5 介護予防・日常生活支援総合事業の利用に関する取扱いについて

令和8年6月12日に土浦市指定通所型サービス事業所宛てに通知いたしましたが、本年度より「介護予防・日常生活支援総合事業の利用に関する取扱い」を開始しております。

土浦市では、総合事業の利用について利用者の区分に応じ以下のとおりとします。

【訪問サービス】

	基準型	緩和型
要支援2	原則週2回	原則週1回
要支援1 事業対象者	原則週1回	原則週1回

【通所サービス】

	基準型	緩和型
要支援2	週2回	週1回
要支援1 事業対象者	週1回	週1回

詳細は、土浦市公式ホームページ上でご確認ください。

<https://www.city.tsuchiura.lg.jp/kenko-fukushi-iryo/fukushi/koreishafukushi/kakushujigyo-service/kaigohoken/jigyoshamuke-joho/toriatsukai/page023123.html>